

議案第105号

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

平成24年12月11日

提出者 墨田区長 山 崎 昇

墨田区長等の給料等に関する条例の一部を改正する条例
墨田区長等の給料等に関する条例（昭和22年墨田区条例第7号）の一部を次のように改正する。

別表1中「1,132,000円」を「1,129,000円」に、「913,000円」を「911,000円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年1月1日から施行する。

（提案理由）

諸般の情勢に鑑み、区長等の給料の額を改定する必要がある。